

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

当公園においてマナー啓発が必要な不法行為・迷惑行為としては次の事項を想定し、それぞれに対策を講じます。

- ① 犬をノーリードで放すこと
- ② ごみのポイ捨てや不法投棄
- ③ 火気の使用
- ④ 草花・花木等の盗掘や折り取り
- ⑤ 公園内諸施設への落書きや破壊行為
- ⑥ 野生動物への餌付け
- ⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄
- ⑧ 自転車やバイク、自動車の放置
- ⑨ スケートボード、インラインスケート等の危険な滑走
- ⑩ 公園敷地内への雪の運び込み
- ⑪ ホームレスへの対応

(2) - 1 取組の基本方針

公園利用者や近隣住民に安全・安心・快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の抑制は不可欠です。

そのためには、モラル・マナーの向上に対する意識の啓発が重要であり、口頭や看板等の掲示物により公園利用者に注意を促し、マナー啓発のイベントを行うことが基本的な取組になります。

一方、これとは別に、公園自体を常に美しい状態に保つことにより、その美しい状態を利用者等が自らの手で汚さない、荒らさないようにする意識を醸成することも、有効な手段であると考えます。

当協会では、利用者にもその意図を理解していただけるよう、当公園の景観・美観の維持に努め、職員の態度・行動や公園施設の状態等を目に見える形で示します。その上で様々な不法行為・迷惑行為への対策を行っていきます。

また、公園利用者との相互コミュニケーションや地域コミュニティとの連携を強化していくことで、当公園への愛着心を高め、長い目で見て不法行為・迷惑行為を減らすことにつなげていきます。

(2) - 2 具体的な取組の実施計画

マナー啓発に関する具体的な取組内容は、以下のとおりです。

不法行為・迷惑行為抑制のための備え

④ 公園利用に関する意識啓発

公式ホームページ、掲示板、注意看板等で、禁止行為の具体例とその理由を明確に表示し、利用者等への理解を促します。

また、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、各種のキャンペーン活動やマナーアップ事業に取り組み、公共空間の利用に対する意識改善に努めます。

② 公園の美観維持と声かけ

公園内の巡視や清掃を行う際には、ベンチ等の施設や遊具の汚れ・破損の有無等を確認するほか、ごみの散乱やトイレの汚れ等にも留意して園内の美観を確保し、マナーやモラル低下の誘発要素があれば迅速に解消します。

また、巡視や管理作業の際には、「あいさつ」や「声かけ」により利用者とのコミュニケーションを積極的に図る等、親しみのある公園管理に努め、公園・緑地を見守る「人の目」の確保につなげます。

マナー啓発の取組

日常の巡視で禁止行為・危険行為等を発見した場合は、注意、指導を行います。その後、改善が見られない場合は、看板設置等による啓発を図るとともに、所轄の警察や関係機関と協議し、対策を講じます。

個別の事案に対しては、それぞれ次のとおり取り組みます。

① 犬の飼い主への啓発と働きかけ

他の多くの公園と同様、当公園でも犬のノーリードやフンの放置等の状況が見られ、利用者同士のトラブル等が問題となっています。看板、公式ホームページ等による周知のほか、園内巡視時の「声かけ」で指導を実施していますが、根本的な解決には至っていません。今後も根気強く対応を継続するほか、関係機関等への相談や、エキノコックス症の危険性の側面から飼い主にご理解いただく等、新たな対策についても検討・実施に努めます。

このほか、飼い主と犬を飼わない方の双方が公園を快適に利用できる環境づくりのため、NPO 法人主催のマナー啓発キャンペーンへの参加や、指定管理期間中に当公園で1～2回、(公社)日本愛玩動物協会北海道支部等との共催で「愛犬といっしょの公園散歩講座」を開催します。

② ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策

巡視や管理作業時には、スタッフはゴミ袋を携帯して目についたごみをその場で処理し、ポイ捨てを誘発しない環境づくりに努めます。

また、公園内の不法投棄対策として、日常の巡視を強化します。投棄ごみを発見し、悪質と判断した場合は、速やかに警察に通報します。

③ 火気使用の防止

禁止されている火気(バーベキュー、花火等)の使用について、火気禁止の看板を設置しているほか、持ち込み等を発見した際には注意し、公園内は火気の使用が禁止であることを説明します。

④ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止

草花の持ち去りや花の折り取りを発見した場合は、こうした行為を止めるよう、看板の設置や公式ホームページ等で呼びかけます。また、行為者を確認した際は、公園内で植物採取ができないことを説明します。

また、人気の高い花壇植栽植物を緑のセンター売店で適正価格で販売することにより、利用者のニーズに応えます。

⑤ 公園内諸施設への落書きや破壊行為の防止対策

公園内施設への落書きや破壊行為があった場合には、被害拡大を抑えるために早期の修復を行います。悪質な破壊行為や落書きについては、札幌市に報告するとともに、警察に被害届を提出します。

⑥ 野生動物の餌付けへの対応

公園内に生息する野鳥等の野生動物に対する餌付けや、飼育生物の放置等、公園内の生態系に対して悪影響を及ぼしかねない行為を見つけた際には、理由を説明して、直ちに行為をやめるようお願いします。また、その趣旨については公式ホームページ等を通じて広く周知することに努めます。

⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄への対応

カメ、ザリガニ、熱帯魚、その他の飼育生物や外来生物を園内に放置・遺棄する行為を当公園で確認した際には、周辺の生態系に対する悪影響について説明し、直ちに止めるよう説得します。また、趣旨については、公式ホームページ等により周知に努めます。

⑧ 放置自転車等への対応

駐車場や園内に放置された自転車・バイク・自動車については、移動依頼の札・貼り紙等を付けてから1週間経過後、メーカー、車体番号、盗難登録番号等について管轄の警察署に照会を行います。

⑨ スケートボード、インラインスケート対策

豊平公園内の園路は幅員が狭いため、スケートボード等の利用を禁止しています。利用を確認したときは、口頭で注意指導します。また、園内には注意看板を設置し、事故の未然防止に努めます。

⑩ 公園敷地内への雪の運び込みの防止対策

冬期間、公園敷地内に無断で運びこまれる雪により、施設の破損や維持管理上の影響のおそれがある場合は、発見時の直接指導や看板等での啓発を行います。

⑪ ホームレスへの対応

札幌では野宿者が冬期の居場所として、暖房設備（水道管凍結防止）がある公衆トイレが利用することがあります。発見した際には豊平区役所の保健福祉部と協力して自立支援プログラムの活用等を促します。対応の際には行政を代行する立場の管理者として適切な態度で接します。

5 利用者サービス等に関する取組

(1) 利用促進計画

利用者サービスを含め、有料公園施設の利用を促進するための基本的な方針、当該方針に基づく具体的な業務の実施要領を示してください。また、年度別の実施計画についても示して下さい。

(2) 自主事業への取組

利用者サービスの向上に向けた自主事業の取組について、取組の基本的な考え方と取組の具体的な内容を示して下さい。

(3) 公園の課題把握及び理想像の実現

公園の課題及び懸案事項に対する公園の理想像を記載した上で、理想像の実現に向けた自主事業等の取組について具体的な内容を示して下さい（取組内容は（2）との重複可）。

5 利用者サービス等に関する取組

(1) 利用促進計画

(1) - 1 利用者サービスの基本方針

私たちは、当協会が運営方針とする公益性「5つのK（公平・公開・効率・協働・環境）」をベースとして、公の施設を管理するスタッフが「全体の奉仕者」であることの自覚と使命感を持つとともに、一人ひとりの知識と技術を高め、次の観点を基本方針として利用者サービスの向上を図ります。

当公園は札幌の中心地に近く、地下鉄豊平公園駅が隣接する交通の便に恵まれた環境にあり、周囲は古くからの住宅地で、警察署や学校が近接しています。近隣住民の日常的な利用のほか、市民の憩いの場、都市緑化植物園における環境教育の場としても利用されてきました。

このような公園周辺の特性を踏まえるとともに、公園が有する資源を有効に活用し、また、地域の団体や企業、関連団体、教育機関との協力・連携により、様々な利用者サービスを企画・実施します。

(1) - 2 有料公園施設の利用促進基本方針

以下の基本方針により、子どもから高齢者まで、また近隣の方から遠方の方まで全員が快適に利用でき、再度足を運びたいような管理運営を行うことで、有料施設の利用促進につなげます。

- a ホスピタリティ溢れる接客・おもてなしを重視し、できるだけ担当スタッフを固定して対応することにより、利用者との意思疎通の円滑化を図ります。また、スタッフ全員への基本的な教育により、接客・接遇の対応力を高めるとともに、園内施設に関する知識の向上に努めます。
- b 利用者のニーズの把握に努め、可能な限りニーズに応えることにより、リピーターの増加を図ります。また、施設やスタッフに対する意見・要望やクレームに関しては、直ちに改善できるものは迅速に対応します。一定の時間や大規模な改修等が必要な場合は公園設置者と協議し、利用者に対して説明し理解を求めます。なお、意見・要望・クレームに対する返答は内容を精査したうえで当施設の掲示板等に掲示します。

- c 当協会が指定管理者として管理運営する、他の公園内の同種施設のネットワーク化を図り、管理ノウハウを共有して、施設を常に良好な状態に保つよう維持管理作業を行います。また、各種のプログラムサービスを立ち上げにあたっては、各公園・緑地の取組を参考に魅力の向上に努め、新たな利用者の発掘につなげます。

令和5年度 利用料金目標

利用料金収入		(単位：千円)				
項目	R5	R6	R7	R8	R9	
豊平・テニス	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	
豊平・講義室	351	351	351	351	351	
合計	1,891	1,891	1,891	1,891	1,891	

(1) -3 業務計画の実施要領

① テニスコート

a 利用料金

テニスコートの利用料金は、1面1時間640円に設定します。

b 利用期間

雪解けや降雪の状況により、利用期間を1週間程度延長します。

仕様書の利用期間：4月20日から11月20日まで

c スポーツの日の無料開放

スポーツの日は、利用増進と市民の体育向上を目的として、無料開放とします。

d 還付、減免

天候不良による利用不能での還付や利用料金の減免等は、所定の手続きにより取り扱います。不公平が生じないよう、また、他施設との差がないよう、条例に則った手続きを行います。

e 運営管理

テニスコートは、札幌市公共施設予約情報システムにより運営されています。不正な利用がないよう確認するとともに利用のない時間帯は施錠する等、利用者には不公平がないようにします。

利用者が気持ち良く利用できるように、清掃、ネット等の備品類の点検を定期的に行い、必要なメンテナンスを実施します。

近年、当公園では車いすプレイヤーの利用が増えていることから、安全で快適な利用ができるよう配慮して管理します。

② 講義室

a 利用料金

講義室の利用料金は、以下のように設定します。

種類	1 時間あたり料金	1 日料金
講義室	390 円	2,300 円
ミーティングルーム	130 円	750 円

※ ミーティングルームは 2 部屋同時の貸し出しも可能

b 利用団体への支援

各種園芸や植物に関連する趣味の団体（盆栽会、洋ラン会、山草会、押し花、植物画、アレンジメントフラワー等）への支援は緑のセンターの大きな役割です。近年発表の場が減少している中で、展示会・例会等の開催には積極的に協力し、活動のPR や体験教室等により支援していきます。今後も新たな団体を誘致する等して利用促進を図ります。

c 季節感を考慮した講義室利用調整

園芸に関わる利用の上では、対象植物の季節性が重要です。利用希望日が重複する場合は、植物にとってタイムリーな時期を逃さないように配慮して調整します。その際は、利用者の満足度を最大限に高めるべく、植物の開花期、管理作業の適期、話題性、季節性を十分に吟味し、物品の貸出しについても調整して円滑なサービスを行います。また、各種園芸関連団体が展示会を行う際には、展示用の台や敷物等を無料で貸し出します。

d 広報サービス

趣味の会等との共催の展示会については、緑のセンターから公式ホームページやポスター・チラシ等で、また、新聞、テレビ・ラジオ局等も積極的に活用し、広くお知らせします。

(2) 自主事業への取組

(2) - 1 取組の基本的な考え方

自主事業の実施にあたっては、当協会が運営方針に掲げる 5 つのK（公平・公開・効率・協働・環境）に基づき、また、当公園の重点目標の達成を目指して取り組みます。

また、集客や季節性を重視して、公園利用のきっかけを提供するイベントの開催と、公園への再訪性を高めることを狙った定期開催のプログラムを提供することで、多様な利用者層に向けて事業を展開していきたいと考えます。

事業を実施するにあたっては、利用の促進や公園利用満足度の向上を目指すとともに、適切な収益を確保して、その一部を公園管理業務に充てることにより更なるサービスの向上を目指します。

事業を行うにあたっては、公益性のある事業（公益事業）と収益性のある事業（収益事業）に区分します。

(2) - 2 取組の具体的内容

① 園芸、実践講習会（公益事業）

当協会が長年蓄積してきた技術と情報を基に、北国の気候条件に適した園芸講習会を行います。講義では、ノウハウを記載したテキストや写真等を使用してわかりやすく説明し、自宅でも復習しながら実践できるよう成果としてお持ち帰りいただきます。また、机上で作業可能な内容の場合は実物の種子や苗で実習し、その成果を持ち帰っていただきます。

長年の課題であった収益性に関しても、連続講座や実践講習会、資材販売とセットのクラフト教室等、有料化や高付加価値化が可能な内容も盛り込んで、収支の改善を図ります。

次期5年間は「気軽に」「分かりやすい」「体験」を軸とした講習会を企画し、まず植物を楽しんでいただくようなプログラムを企画する予定です。

園芸、実践講習会（公益事業）					
実施時期/回数	45 回程度/年				
対象	参加した市民				
連携団体	各種園芸愛好会、緑の相談員等				
年次目標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
収入予定金額	480 千円	480 千円	480 千円	480 千円	480 千円
支出予定金額	432 千円	432 千円	432 千円	432 千円	432 千円
収支予算	48 千円	48 千円	48 千円	48 千円	48 千円

② 売店での園芸植物・公園手作り品の販売（収益事業）

四季折々の園芸植物や園芸資材、園芸書の販売、展示会に合わせた即売会等を通じて、家庭園芸の普及を図ります。中でも展示会に合わせた即売会は、市場の売れ筋やバラエティに富んだ商品を取りそろえて好評を得ています。

メインとなる鉢花以外の販売品目として、植物画を使った文房具、植物グッズ等の他、リースベースやオブジェ等ナチュラルクラフトの素材や木の実、押し葉等を詰め合わせたパック等を製作し、販売します。

売上が落ち込む冬期間は販売品目の見直しを行い、観葉植物や花期の長い植物、クラフト素材を増やすほか、持ち帰って楽しめる食品等の提供も検討します。

価格設定にあたっては札幌市内の園芸店等の経営にも配慮し、過度な安売り等はいりません。また、取扱商品は、地場産業に配慮し、園芸植物に関しては、環境に適した商品選択という観点からも、札幌市内及び北海道内で生産されたものを優先して扱います。なお、商品の仕入れと販売は専門業者に委託し、多くの利用者に満足いただけるよう、充実したサービスを提供していきます。



売店での園芸植物・公園制作物の販売（収益事業）					
実施時期	通年				
対象	制限なし				
連携団体	委託業者				
年次目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入予定金額	970千円	970千円	970千円	970千円	970千円
支出予定金額	80千円	80千円	80千円	80千円	80千円
収支予算	890千円	890千円	890千円	890千円	890千円



⑤ 自動販売機の設置（収益事業）

利用者へのサービス提供として、自動販売機を屋内に 3 台、屋外に 2 台設置し、清涼飲料水の提供を行っておりましたが、令和 5 年度より緑のセンターに隣接する屋外に清涼飲料水の自動販売機を 1 台新規に設置し、緑のセンター閉館中も利用できるようにします。なお、設置にあたっては、環境に配慮した省エネルギー・防犯タイプの機種を選定します。

自動販売機の設置（収益事業）					
実施時期	通年				
対象	制限なし				
連携団体	特になし				
年次目標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
収入予定金額	400 千円	400 千円	400 千円	400 千円	400 千円
支出予定金額	16 千円	16 千円	16 千円	16 千円	16 千円
収支予算	384 千円	384 千円	384 千円	384 千円	384 千円

④ 移動販売車出店（収益事業）

公園利用者の利便性を図るため、来園者の多くなるイベントや花の季節の週末や祝日に合わせて移動販売車を園内に配置し、にぎわいを演出するとともに公園の滞在時間の向上を図ります。

移動販売車の出店					
実施時期/回数	春～秋適時				
対象	来園者				
連携団体	特になし				
年次目標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
収入予定金額	50 千円	50 千円	50 千円	50 千円	50 千円
支出予定金額	10 千円	10 千円	10 千円	10 千円	10 千円
収支予算	40 千円	40 千円	40 千円	40 千円	40 千円

年度別自主事業売上げ目標

度別自主事業売上げ目標

項目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
園芸、技術講習会	480 千円	480 千円	480 千円	480 千円	480 千円
売店	970 千円	970 千円	970 千円	970 千円	970 千円
自動販売機の設置	400 千円	400 千円	400 千円	400 千円	400 千円
移動販売車の出店	50 千円	50 千円	50 千円	50 千円	50 千円
合計	1,900 千円	1,900 千円	1,900 千円	1,900 千円	1,900 千円

(3) 公園の課題把握及び理想像の実現

豊平公園では、集客や季節性を重視して、公園利用のきっかけを提供するイベントの開催と、公園のリピート性を高めることを狙った定期開催のプログラムを提供することで、多様な利用者層に向けて事業を展開していきたいと考えます。

(3) -1 公園の課題把握

【来園者の高齢化】

豊平公園や緑のセンターを目的に来園する方々は花好きのみならず自身でも園芸をされている方が多い傾向にありますが、全体的に年齢層は高齢化しているのが現状です。また、昨今の住宅事情では、庭のある戸建てから庭のないマンションやアパートに変化して園芸を楽しむ方が減少傾向にあるとも考えられます。

今後は若い方や子ども世代にも植物や公園に興味を持っていただき、植物を楽しむ次世代層を増やしていくことも課題のひとつです。

(3) -2 公園の理想像の実現にむけて

【来園者の高齢化対策】

子どもや若い世代に植物への興味を持ってもらう入口として、公園へ立ち寄ったときにいつでも参加できる様なスタイルでワークショップ、オリエンテーリングやクラフト教室等を企画し、手軽に植物に触れる機会を増やしていきたいと考えます。

例として、人気のある植物を使った寄せ植え等のワークショップ、園内オリエンテーリング、植物廃材となる剪定枝や木の実等を段ボール等につけて作る表札といった小物製作や生き物の形を作るようなクラフト教室等です。

【夏の集客対策】

夏の豊平公園は緑のセンターでの催事が少なく、展示会を実施するにも花が少ない時期のため滞在時間も短くなります。また、園内で開花している植物も少ない時期であるため、来園者が少ない傾向です。公園の集客を図るために、貴重な夏の開花植物であるシラカバ林周辺のアジサイや野草園のキレンゲショウマを活用したPRや、夏に涼やかな雰囲気をもつ植物を導入する等して、緑のセンターへ来館していただけるコンテンツを企画します。

6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について

施設ホームページのウェブアクセシビリティを確保（日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠）するための取組について、以下の項目の内容を示してください。

【既存のサイトを継続して使用する場合】

◎ 適合レベル AA 準拠を達成するための作業スケジュール（現時点で AA 準拠を達成している場合はその維持・向上に向けた取組スケジュール） ◎ 新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策 ◎ 試験実施予定時期及び方法 ◎ アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等） ◎ ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等 ◎ 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

6 管理業務に付随する業務（施設公式ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について

（1）既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保

当協会の既存サイトで現在公開している当公園のホームページを、引き続き改善しながら運用するとともに、次のとおりウェブアクセシビリティの確保に努めます。

① 既に達成済みの適合レベル AA 準拠の維持・向上に向けた取組スケジュール

当公園の公式ホームページについては、平成 29 年度に試験を行い、日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

今後のウェブアクセシビリティの維持・向上に向けた取組としては、毎年4月に担当職員を対象としたアクセシビリティ講習を行うとともに、「NPO 法人手と手」や「公益社団法人札幌市視覚障害者福祉協会」等の福祉団体に年1回のチェックを依頼し、意見・助言をいただき対応します。

② 新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策

ページの新規作成時や修正時には、当協会で作成した「アクセシビリティマニュアル」に基づき適切に対応します。

③ 試験実施予定時期及び方法

既に公開している公式ホームページは試験実施済みですが、公式ホームページのリニューアルや JIS 規格の変更があった場合は、速やかに JIS X 8341-3：2016「附属書 JB（参考）試験方法」に基づいた試験を行い、結果を公開します。

④ アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等）

上記◎ に示した対象職員へのアクセシビリティ講習や福祉団体からの意見聴取を行うほか、一般の利用者からも電子メール等で意見をいただけるよう、公式ホームページ上で案内します。

⑤ ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等

ウェブアクセシビリティに関わる問題が発生した場合には、担当者を決めて情報を集約し、専門業者と連携を取って解決に向けた対応を迅速に実施します。また、他公園、他ドメインにおいて同様の問題発生のおそれがある場合には、前もって対処します。

⑥ 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

ウェブアクセシビリティ対応の実績としては、当公園をはじめ、当協会が管理運営する札幌市指定管理施設のすべての公式ホームページ、及び緑化協会の公式ホームページにおいて、既に日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

7 類似業務の実績について

都市公園の管理運営に関して、類似業務の実績がある場合には、その業務内容及び成果等について示してください。

7 類似業務の実績

(1) 指定管理業務の実績

当協会は、当公園を含め、札幌市の公園・施設の指定管理者として、現在、次の 29 公園施設を管理運営しています（コンソーシアムによる管理運営を含む）。

総合公園	中島公園、円山公園、百合が原公園、モエシ沼公園、川下公園、平岡公園 前田森林公園、月寒公園
運動公園	厚別公園、農試公園、手稲稲積公園
特殊公園	大通公園、平岡樹芸センター、創成川公園、西岡公園、旭山記念公園
都市緑地	豊平川緑地（上流地区・下流地区）、山口緑地
地区公園	豊平公園、弁寒西陵公園、北弁寒公園、前田公園、星置公園、明日風公園 西岡中央公園、吉田川公園、清田南公園、北郷公園
施設	札幌市豊平川さけ科学館

(2) 他公園・施設等における維持管理業務、その他緑化関連事業の実績

国営公園の運営管理

- 当協会は、これまでの公園・緑地等の管理経験で培ったノウハウを活用し、一般財団法人公園財団との共同体の代表として、平成 22 年度から国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理を継続して行っています。

指定管理者制度以前の管理運営等業務

- 指定管理者制度の導入以前は、当協会が有する専門知識・技術等を活用して、札幌市内の大規模公園や市民ニーズの多様化、特殊化に対応する高度な管理技術を要する 17 の公園施設等（大通公園、中島公園、円山公園、百合が原公園、モエシ沼公園、川下公園、厚別公園、豊平公園、平岡公園、平岡樹芸センター、農試公園、手稲稲積公園、前田森林公園、星観緑地、札幌市豊平川さけ科学館、札幌市農業体験交流施設（サッポロさとらんど）、手稲山研修センター）を管理運営してきました。
- その他、西岡公園、茨戸川緑地、五天山公園、西山苗圃、北方自然教育園、里塚霊園、平岸霊園、手稲平和霊園、荒井山緑地等においても維持管理業務を行ってきました。
- 業務遂行に当たり、基本的な維持管理・運営管理に加え、各公園・施設ごとに異なる仕様・特性に対しても工夫して管理に取り組むことにより、当協の公園運営能力の向上につなげ、これら公園・施設の価値を継続的に高めてきました。

その他、公園の維持管理等に関連する業務の実績

■ 当協会ではこれまで、職員の専門技術や知識、資格等を活用して、次のような業務を受託・実施することにより、当協会独自の技術と管理ノウハウを蓄積してきました。

- ・ 緑のリサイクル調査
- ・ 各公園施設樹木診断・樹木移植
- ・ 公園土壌調査
- ・ 試験栽培技術指導
- ・ 街路樹灌水・清掃等
- ・ 札幌市本庁舎立体花壇設置
- ・ 公園砂場汚染対策調査
- ・ 農業センター跡地公園化検討
- ・ 試験研究圃場管理
- ・ 土壌分析
- ・ 各種観察会開催
- ・ 魚類・生物調査
- ・ 園芸・緑化等に関わる講師派遣
- ・ 都市緑化サポート等の業務
- ・ 花と緑のネットワーク推進支援事業
- ・ プレーパーク推進支援事業 等

これらの業務の受託・実施においては、委託者の要求に適切に応えて良好な成果を上げることで、高い評価と信頼を得てきました。今後も当協会が有する知識、技術及び管理ノウハウを活用できる業務を積極的に受託し、広く社会に貢献するとともに、組織の経営基盤向上にもつなげます。

(3) 当協会の業務における成果の代表事例

当協会では、設立以来の様々な管理実績を通して培ったノウハウを生かし、公園施設の管理運営業務等において、次のような有益な成果を上げています。

北国さっぽろを基準とした植物栽培技術の確立・発信

ユリ（百合が原公園）やライラック（川下公園）、ウメ（平岡公園）等、公園のシンボルとなっている植物の管理技術や、バラ、ダリア、フクシア、ゼラニウム等札幌の環境・風土に適する植物の栽培技術を確立して、北国さっぽろのまちづくりに相応しい植栽デザインや栽培方法等について提案し普及に努めてきました。

特に川下公園のライラックについては、開園当時から多品種のコレクションの収集・生育管理と情報提供等を積極的に行ってきた結果、その継続的な活動が国際ライラック協会に認められ、2017年に川下公園が「President's Award」を、また長年ライラックの管理に携わった当協会職員が「Directors' Award」をそれぞれ受賞しました。

人と自然に優しい公園管理

① 植物リサイクル

指定管理者として管理する全公園施設において、刈草、落ち葉、枝や幹等の植物系廃棄物を堆肥化またはチップ化し、樹木周辺及び園路等に敷き均す等、可能な限り公園内で循環するよう、リサイクルに努めています。

② 化学農薬を極力使わない植物管理

化学合成された殺虫剤や殺菌剤、除草剤を極力使わない植物の維持管理を行い、安心・安全な公園管理を目指しています。例えば、植物の生育に大きな被害をもたらすコガネムシ類の幼虫の駆除のため、平岡樹芸センターでは、ボランティアとの協働で夜間に羽化した成虫を大量に捕獲する等の対応を取り、一定の成果を上げています。

㊦ 生物多様性保全に向けた取組

公園・緑地をはじめ、札幌市内における生物多様性の保全については、以下にあげる各種の課題について、大学や専門機関、活動団体、ボランティア等との連携により継続して取り組み、状況の改善に努めています。

- ・ 特定外来生物であるオオハンゴンソウのほか、イワミツバ、ゴボウ等外来植物の駆除
- ・ トノサマガエル、アズマヒキガエル、アメリカザリガニ、ウチダザリガニ、ミシシippアカミミガメ等の外来種を対象とした調査・啓発・駆除
- ・ 在来の希少種であるクリンソウ、クゲヌマラン、ヘイケボタル、オオムラサキ、ニホンザリガニ、カワシンジュガイ等の保全・啓発
- ・ 鳥類による食害防除、野生動物（リス、キツネ、鳥類等）への餌付けから生じる諸問題への対応



そして、札幌市環境局の生物多様性推進事業に協力するために、当協会は「生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体」に登録しているほか、百合が原緑のセンター等 4 施設が「生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク」に参加し、スタンプラリーの開催や連携事業等を行うことで、生物多様性保全活動の活性化に貢献しています。

また、札幌市からプロポーザルで発注されていた「まちなか生き物活動」事業において、平成 27 年度の「タブレットで生き物情報を集めよう！」では、当協会が管理する円山公園、平岡公園、西岡公園でトノサマガエル、ヘイケボタル、野鳥を対象とした参加型調査に協力したほか、平成 29 年度の「身近でいいの？アメリカザリガニ～札幌市街地の外来種と生き物の飼育を考える～」においては、豊平川さけ科学館がプログラムの実施に協力しました。

㊧ 安全・安心な公園利用環境の提供

札幌市内でも郊外に位置する公園では、キタキツネを見かけることがあり、利用者からエキノкокス感染症に対する不安の声が寄せられることがあります。当協会では、安全・安心な公園利用環境の確保のため、北海道立衛生研究所や環境動物フォーラム等専門機関の協力を得て、平成 29 年 6 月から、平岡公園において、試験的に駆虫薬入りのベイト（エサ）を毎月散布しています。そして、この取組の目的と実施内容を、ベイトがヒトや犬には安全であることを含め、公式ホームページで周知しています。今後は、この取組の効果の検証結果を受けて、他公園での実施についても検討していく予定です。

緑化の普及啓発

広く緑化の普及啓発を推進し、市民の園芸技術の向上を図るため、公園観察会、植物等の展示会及び園芸講習会や緑の相談等、様々な取組を行っています。

㊨ 公園の自然観察会

園内の見どころを解説しながら案内する自然観察会は、公園の魅力を紹介するだけでなく、環境や生物等についても広く学べるため、多くの市民から好評を得ています。

② 展示会

ゼラニウムやフクシア等、札幌の気候や生活環境に適した植物を紹介する展示会、盆栽やサツキ、サボテン等、地域で活躍する植物同好会等との協働による展示会、市民が栽培したラン等の観賞植物の展示会、植物や生物等を活用した環境教育関連の展示会等、四季折々の工夫を凝らした展示会を開催して、市民の目を楽しませるとともに、新たなガーデニングへの関心を高めることで緑化の普及啓発を行っています。

③ 園芸講習会

市販の園芸に関する手引き書は、そのほとんどが積雪のない本州仕様で、積雪寒冷地の札幌市民にとっては参考にならないことが多々あります。当協会では、長く培ってきた札幌の気候に適した技術・ノウハウ等を市民に普及するため、スタッフによる様々な園芸講習会を開催し、市民の園芸知識及び技術のレベルアップを図ってきました。

④ 緑の相談

園芸に関する様々な相談に答える「緑の相談」については、3箇所の相談所に専門の相談員を配置し、全国屈指の数の相談を受けています（令和3年度は計14,742件）。北国札幌の園芸特性に対応し、冬越しの管理等、一般の書籍等では正確な情報を得ることが難しい質問に対しても、分かりやすく適切な回答に努め、市民からは高い評価と信頼を得ています。

⑤ 基金事業による取組

民有地の緑化と、緑化の普及啓発を図るため、次の事業を札幌市都市緑化基金事業として実施しています。（カッコ内は令和3年度の実績）。

- ・ 札幌市の木であるライラック他花木の苗木配布（475本）
- ・ 壁面緑化のためのツタ苗補助（3件、14株）
- ・ 町内会等へのプランター無料貸出し（4団体、100基、花苗500株）
- ・ 小・中学生を対象とした緑の絵コンクールの開催（参加59校、339点）
- ・ 札幌市内公園・緑地のフォトコンテストの開催（応募204名、695点）
- ・ ガーデニングボランティアの養成を目的とした講座・実習プログラムの実施
さっぽろまちづくりガーデニング講座（受講者12名 全17回）
17回のうち5回は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止し次年度に振替
- ・ 花や緑を切り口とした緑化プランに対する助成金交付の募集
- ・ 園芸に関する知識や技術を解説する冊子を配布
すくすくみどり№30「初めての宿根草～誰でもかんたん・宿根草ガイド～」
(4,000冊)

⑥ さっぽろ花と緑のネットワーク推進支援事業（札幌市委託事業）

札幌市から標記事業を毎年受託し、緑化協会が事務局となり、花と緑のまちづくりに関心を寄せる市民や団体を募って登録し、その活動を広く市民・企業等へ情報発信し、みどり豊かなまちづくりの輪を広げています。ワークショップや定期的な講習会の開催、会報の発行、公式ホームページの運用等で花と緑に関するネットワークを広げ、人と人を結ぶことで新たな活動創出のきっかけづくりを行い、成果は着実に広がっています。

⑦ ガーデニングボランティアの養成

公園をフィールドとした花と緑のボランティアを募り、各公園の実情に合った講義や実習等を通して、公園の美観の維持向上に活躍していただいています。

㉔ 園芸等に関する小冊子の発行

緑と花に関する小冊子「すくすくみどり」を発行し、各公園のほか市役所・各区役所等の公共施設で配布しています。また、バックナンバーについては当協会公式ホームページで公開しています。

㉕ 「まちづくりのための北のガーデニングボランティアハンドブック」の出版

ガーデニングボランティアの養成を目的として、平成 20 年度からの 5 年間にわたり、当協会の主催で開講した「さっぽろ緑花園芸学校」の講義・実習の内容をベースに、52 名の専門分野の講師によって執筆された、ガーデニングやまちづくりに関するハンドブックを平成 26 年度に出版しました。北国のまちづくりを広くカバーする充実した内容が好評を博しています。

㉖ 外部への講師派遣等

当協会において、スタッフ各自が専門知識・技術の研鑽とその共有に努めてきた結果、現在、さまざまな団体・法人等から講習会・講演会の講師や専門委員としての依頼をいただいており、当協会が果たすべき使命・役割の一環として積極的に引き受けています。

市民参加・協働の推進

現在、当協会が指定管理者として管理する 20 の公園・施設において、46 の団体に計 800 名近いボランティアが登録し、活発に活動しています。また、円滑なボランティア活動を推進するため、各公園・施設にボランティアコーディネーターを配置してボランティアの養成と支援に努めています。

このほか、市民や地域の団体等によるイベントを積極的に誘致し、誰もが参加できるように明るく楽しいイベント運営をコーディネートしています。

その他

㉑ プレーパーク（子どもの外遊び）の推進

当協会は、平成 23 年度から毎年、札幌市子ども未来局の「プレーパーク普及啓発・活動支援業務」を受託し、既存の活動団体の支援と市内各区のプレーパーク活動の芽のサポートに継続して取り組んできました。また、外遊びに関わる様々なテーマについて実践的な講座を開催し、子どもの遊びを見守るプレーリーダーの新たな発掘と育成にも努めています。

公園・緑地における子どもの外遊びをより活発にするため、今後も公園の管理運営と連携してプレーパーク活動支援の取組を推進していきます。

㉒ 子どもたちによる生物調査活動

当協会では、環境教育の一環として、子どもたち自身により生物調査を行う取組である「西岡ヤンマ団」を平成 19 年度に、「西岡さかな組」を平成 21 年に結成し、西岡公園の自主事業としてトンボと魚類の調査を実施してきました。参加する子どもたちは、現地で直接生物と接し、調査結果を整理して考察し、成果を発表することを通して、生物に関する興味関心を深め、自然環境の大切さを学びます。子どもたちの活動には、卒業生や保護者もサポートで参加しており、地域活動の活性化にもつながっています。

これらの取組は、下記のとおり、これまで様々な賞を受けています。

		受賞内容	主催者
ヤンマ団	H23	ジュニア自然環境賞	(一財)前田一步園財団
	H27	コカ・コーラ環境教育賞 優秀賞(活動表彰部門)	(公財)コカ・コーラ教育・環境財団
	H28	さっぽろ環境賞 札幌市長賞(市民・団体部門)	札幌市
	H28	こどもホタレンジャー2016 水環境保全賞	環境省
	H28	こども環境学会賞 活動賞	(公社)こども環境学会
	H29	道新地域げんき大賞	(株)北海道新聞社
	H30	小中高生ポスター発表 優秀賞	第89回日本動物学会札幌大会
さかな組	H28	コカ・コーラ環境教育賞 優秀賞(活動表彰部門)	(公財)コカ・コーラ教育・環境財団
	H28	クリオネ賞	(公社)日本水環境学会北海道支部
	H29	水環境文化賞「児童・生徒の部」(みじん子賞)	(公社)日本水環境学会
	H30	小中高生ポスター発表 優秀賞	第89回日本動物学会札幌大会

③ 効率的な管理運営

当協会は、メリハリのある管理運営計画や人員配置の工夫等を行うことで、より効率的な管理運営体制を構築してきました。特に、スタッフの専門知識・技術を生かして、公園・施設間で柔軟にスタッフを配置・活用する「みどりの価値向上プロジェクト」(P.19)が、公園・施設の運営と事業を活性化させています。

④ ノウハウの共有と品質・サービスの向上

札幌市の公の施設及び国営滝野すずらん丘陵公園の管理運営等により培ったノウハウを、組織全体の財産としてスタッフ間で共有することにより、全公園・施設の品質向上や利用者サービスの向上につなげています。

8 札幌市内の企業等の活用について

(1) 活用についての考え方

当協会では、物品の購入と外部への委託等については、札幌市内の企業・団体を優先的に活用しています。

(1) - 1 札幌市内の企業・団体を活用する理由

- ・ 地域経済の発展に寄与するため。
- ・ 優秀な技術、商品等をいち早く入手するため。
- ・ 地域の高度な技術や優良製品等が市民の目に留まる機会となるため。
- ・ 商品等の輸送時に排出される CO₂ の抑制に貢献するため。

次の優先事項を考慮して、当公園の管理において、適切な市内企業を選定し活用していきます。

(1) - 2 札幌市内の企業・団体の中での優先事項

- ・ 福祉施策に積極的に取り組んでいる企業
- ・ 環境に配慮した商品や技術を有している企業
- ・ 福祉施設・団体等が生産する物品等の調達
- ・ 地域の風土、素材、デザイン、特産等を生かした札幌らしい商品・サービス等の調達

(2) 活用に向けた具体的な取組

当協会では、上記の理由及び優先事項に適合する札幌市内の企業や商品等を適切に選定するために、次のとおり取り組みます。

- ① 当協会が管理する公園・施設間の情報を共有して、企業のコンプライアンス・信用力、業務の体制や実績等を総合的に見極めて事業者を選定するよう努めます。
- ② 商品の適正価格、品質、サービスの柔軟性等の要素についてよく検討して、管理経費の節減と適切な業務遂行に相応しいものを選びます。
- ③ 新聞、テレビ、インターネット、情報誌等により、札幌市内の企業や商品等の情報収集に努め、積極的な活用につなげます。
- ④ 札幌市中小企業振興条例の理念に則り、中小企業や個人経営者の受注機会を増やし、地域の商店等の活性化に努めます。
- ⑤ 「令和 4 年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の趣旨を理解し、障害者就労施設等からの物品・販売商品等の調達や業務の委託等の継続・拡大に努めます。